

I 厚生労働大臣が定める基準

- ・当院は、厚生労働大臣が定める基準による診療を行っている保険医療機関です。
- ・当院は、入院時食事療養費/生活療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

II 入院基本料について

一般病棟では1日に入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
また、入院患者50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
療養病棟では1日に入院患者20人に対して1人以上の看護職員を配置しています。

III 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準について

当院では入院の際に医師・看護師等が共同し、患者さんに関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしています。

IV DPC対象病院について

当院は入院費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。

対象病棟：中央棟4階病棟、北3階病棟、北4階病棟

※医療機関別係数 1.3143

（基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.1996+機能評価係数 II 0.0539+救急補正係数 0.0157）

V 明細書発行体制について

当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方も含め、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書は使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は窓口までお申し出ください。

VI 厚生労働大臣が定める届出等による医療について

- ・当院は別表のとおり施設基準に適合している旨、東北厚生局に届出しております。
- ・手術等の施設基準に係る実績については別表のとおりです。

VII 保険外負担に関する事項について

- ・入院期間が180日を超える入院に係る保険外併用療養費

入院期間が180日を超える入院の費用は、保険外併用療養費の対象となる場合があります。
料金については次のとおりです。

一般病棟 1日につき 2,160円（税込）

- ・その他の保険外併用療養費

当院では以下の項目（個室使用料、証明書・診断書等）について実費の負担をお願いしております。

特別の療養環境の提供（個室使用料）

証明書・診断書等の文書料

任意予防接種